

山梨学院大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、山梨学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学の沿革は、昭和 21(1946)年古屋眞一・古屋喜代子両氏によって創設された山梨実践女子高等学院にさかのぼる。その後、短期大学を経て四年制大学となり、現在は 3 学部 4 学科・大学院 2 研究科 2 専攻・1 研究センターを持ち、学生約 4,000 人を擁している。

大学は、創立者が掲げた以下の 3 か条からなる建学の精神を教育活動の支柱としてきた。(1)本学ハ日本精神ヲ主義トスル(2)本学ハ祖国ノ指導者育成ヲ旗幟トスル(3)本学ハ徳ヲ樹ツルコトヲ理想トスル。その後、平成 18(2006)年に、これを現代的に解釈し直し「本学は日本文化への深い理解と広い国際的視野をもって社会に貢献する人間の育成を目指し、豊かな教養と創造力を備えた人格の形成を図る」とする教育理念を制定した。これを具体化した全学教育目標、学部・学科・研究科ごとの使命・教育目的・教育目標と併せ、多様な媒体や各種催事などを通じて学内外への周知に努めている。

教育研究組織は、各学部教授会と各研究科委員会、合同教授会と全学的各種委員会などにより概ね適切に運営されている。教育課程については、各学部・学科と全学カリキュラム委員会が協働して地道な努力を積上げ、教養教育と各学部・学科の専門教育の全般について学生の多様なニーズに応える広範な授業科目を提供している。

アドミッションポリシーについては 5 項目からなる「本学が求める人物像」を定め、多様なメディアと機会を通じて積極的に広報している。また、近年スポーツ推薦入試による入学者が増大してはいるものの、入学者数に関してはどの学部・学科も適正に管理されている。また、学生への学習・生活支援についても、関連部署が連携して適切に行っており、一般学生から選ばれた「スチューデント・アドバイザー」が「カレッジ・アスリート」学生の勉学を支援する仕組みは大学の特色の一つとなっている。

教員は、高齢の教員が多く兼任教員への依存度が高めだが、どの学部・学科も大学設置基準を満たしており、採用・昇格プロセス、教育負担、FD(Faculty Development)などについても概ね適切に運営されている。職員についても、採用・昇格・人事異動・人員配置などにわたって、各所属長と法人組織幹部が規程・ルールに基づき、適性を含む関連諸条件を総合的に判断して行っている。

大学と設置者の管理運営体制は、寄附行為をはじめとする各種規程、諸制度により整備

され、適切に機能している。法人運営については、寄附行為に基づき理事会が最高意思決定機関となり、評議員会が理事長の諮問機関として機能し、監事が法人の業務と財産状況の監査を行っている。理事会や評議員会は、法人本部長、法人事務局長をはじめ関連各部の責任者が陪席し適切に実施されている。また、理事長が学長を兼務し教学部門と管理部門の意思疎通が速やかに行われやすい状態にある。寄附行為、学則、「組織及び職制に関する規則」によりそれぞれの役割・責任が定められており、理事会と教授会が連携協力関係を保ちつつ必要な意思決定をする体制が整備されている。

財政面では、これまで高い割合で基本金組入れを行い、借入れに依存しない財務構造を維持してきた。近年は、法科大学院や附属学校の開設に伴う支出が増加したため、消費収支において大幅な支出超過状態が続いており、長期的な視野に立った慎重な財政運営が期待される。会計処理は学校法人会計基準に準拠し適切に行われている。

教育研究環境面では端正なキャンパスが整備され、講義室、演習室、コンピューター実習室、運動場、図書館、体育施設、情報サービス施設なども整備され、適切に維持、運営されている。とりわけ、スポーツ施設は充実している。

地域連携・社会貢献について、大学は「地域に開かれた大学」を標ぼうし、大学施設の開放、コミュニティ放送局(キャンパス内に開局)における地域社会と協力した番組制作、生涯学習センターによる無料講座の開催など、さまざまな形で地域住民を支援し連携を図っている。また、学生のボランティア活動も活発である。

危機管理を含む社会的責務では、関連諸規程・規則が整備され、社会的機関として必要な組織倫理が確立され適切に運営されている。大学の教育研究成果を学内外に発信する広報活動体制が全学と各学部・研究科ベースでよく整備され、それらが連携して積極的な活動を展開している。

総じて、大学全体として建学の精神や使命と目的を実現するため堅実な教育研究活動を行っており、優れた点が多く指摘でき、重要な課題はほとんど見当たらなかった。参考意見は、今後より質の高い教育機関として発展向上し続ける上で参考とされたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は、その前身である山梨実践女子高等学院を昭和 21(1946)年に創設した際、創立者古屋眞一・古屋喜代子両氏が掲げた、以下の 3 か条からなる建学の精神を教育活動の支柱としてきた。(1)本学ハ日本精神ヲ主義トスル(2)本学ハ祖国ノ指導者育成ヲ旗幟トスル(3)本学ハ徳ヲ樹ツルコトヲ理想トスル。

大学は、平成 18(2006)年に、この建学の精神を現代的に解釈し直し「本学は日本文化への深い理解と広い国際的視野をもって社会に貢献する人間の育成を目指し、豊かな教養と

創造力を備えた人格の形成を図る」とする教育理念を制定した。

この教育理念は、これを具体化した教育目標、更に具体化した学部・学科・研究科ごとの使命・教育目的・教育目標とともに、新入生向け情報誌「FRESCO」「新入生ニューズレター」、全学生向けの学生便覧、シラバス、全教職員に配付される名刺サイズ「ACADEMIC CALENDAR」、大学案内、ホームページなど多様な媒体を通じ、学生と保護者、教職員、学外などに明示され、また進学説明会、入学式、保護者説明会など多様な機会を通じて説明するなど、周知の努力が行われている。

このように、建学の精神に基づく教育理念・教育目的・教育目標が、全学ベースと学部・学科・研究科ベースの両方で明確に定義され、多くの機会や媒体を通して学内外に周知されている。

【優れた点】

- ・教育目標である「個性豊かな人間の育成」の取組みとして「学生チャレンジ制度」が活発に実施され、平成 15(2003)年度特色 GP（特色ある大学教育支援プログラム）に採択されたことは高く評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究組織は 3 学部 4 学科、大学院 2 研究科、1 研究センターで構成されているが、各組織の自主性を尊重しつつ、大学としての使命・目的を逸脱しないように合同教授会が頻繁に開催されているなど、連携は適切に保たれている。教授会と研究科委員会は各学部・研究科の中核的な意思決定機関として位置付けられ、それぞれ月 1 回以上経常的に開催されており、適切に運営されている。また、合同教授会と全学的各種委員会は、関連部署の職員も陪席して定期的開催され、全学的に教職員が協力して教育研究活動に取り組んでいる。

教養教育については、各学部・学科と全学カリキュラム委員会が協働して教育目標と整合する教養教育の提供に努めている。なお、教養教育のあるべき姿を常に見直し改善していく組織体制としては必ずしも十分とはいえないが、専門教育を担当する教員と教養教育を担当する教員が協力して、更なる改善を図っている。

教育方針などに関する意思決定は、合同教授会と各学部・研究科との連携のもとに適切に行われており、教育研究の実情や学生や教員からの要求を把握しその対応に努めている。

【優れた点】

- ・時代的・社会的・地域的ニーズを視野に入れ、「行政研究センター」を「ローカル・ガバナンス研究センター」に改組し、地域に対して政策提言を行うなどの積極的な姿勢は、教育研究組織の基盤整備・充実という視点から評価できる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学士課程の編成と改善については、各学部・学科と全学カリキュラム委員会が協働して地道な努力を積上げてきている。総合基礎と外国語からなる教養教育と各学部・学科の専門教育とのバランスに配慮した編成方針をとり、いずれも教育目的・教育目標に沿って学生の多様なニーズに応えるべく広範な授業科目を提供している。

教育課程では基礎から応用への体系的性を重視しており、同時に、学生の進路や資格取得に関する意識や学習の進行状況に合わせて履修科目を選びやすいように、科目名称や学年・学期配置の工夫、履修モデル（法学部）・履修コース制（現代ビジネス学部）の提供などをきめ細かく行っている。教養教育に関する授業科目に地域振興や地域文化を意識した科目「やまなし学」「葡萄栽培とワイン醸造」などを設置していることは、地域との関わりを重視する大学の指針を具現化するものとして評価できる。

進級・卒業・修了要件と年次別履修単位数の上限は適切に定められ、5段階の成績評価とともに GPA（Grade Point Average）制度を導入し活用している。

各学部・学科と研究科の教育目的などは、ホームページを通じて公開されている。教育目的の達成状況を点検・評価するため、学生による授業評価を年 2 回行っており、その結果を有効利用する仕組みを検討している。また、「新入生研修」の成果などに関する報告書をまとめ、授業改善に努めている。

【優れた点】

- ・現代ビジネス学科が地域企業と協力して実践型の科目「フィールド・リサーチ」「アクション・ラーニング」を開発し、経済産業省の平成 19(2007)年度産学連携による社会人基礎力育成・評価事業で「社会人基礎力大賞」を受賞していることは評価できる。
- ・生涯学習センターが社会人向けに開講している「やまなし学研究」を、「総合基礎教育科目」の「やまなし学」として学生も受講できるようにしていることは評価できる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学部・学科ごとのアドミッションポリシーが十分に明示されているとはいえないものの、大学としてのアドミッションポリシーは、5項目からなる「本学が求める人物像」として定められ、大学案内、入学試験要項、募集要項とホームページ上の総合入試案内などに明

示されているほか、オープンキャンパスや進学説明会などでも広報されている。

また、アドミッションポリシーに沿った多様な入学者選抜方法を採用しており、入試問題の作成から合格者の選抜に至る過程は、主として入試委員会（入試センター）のもとで一貫して適切に運営されている。近年のスポーツ推薦入試による入学者の増大傾向が認められるが、入学者数はいずれの学部・学科も適正に管理されている。

学生への学習・生活支援については、学生総合支援委員会の下にある学習支援委員会と学生生活支援委員会、学生センター内の学生総合支援室、学生課、学生相談室、保健管理室が、行政部門と連携して取組む体制を整えており、適切に運営されている。学生総合支援室が「キャンパスサポートシステム（学生カルテ）」を導入・活用して、修得単位不足の学生を対象に、保護者を含めた三者面談の結果をデータ化するなど、学生の現状把握に努め、学習支援に積極的に取り組んでいる。生活面に関しても、一般学生、「カレッジ・アスリート」、外国人留学生それぞれに対して、奨学金、授業料減免・延納、貸付金、文化活動補助など多様な経済的支援が提供されている。

就職・進学に対する支援体制は、平成 20(2008)年度より就職・キャリア委員会を配置するなど、公務員試験受験希望者や各種資格取得希望者に対する積極的な取組みをも含めて、適切に整備・運用されている。

【優れた点】

- ・「カレッジ・アスリート」に対して、関連委員会とカレッジスポーツセンターが支援に当たるほか、一般学生が授業時間外に「スチューデント・アドバイザー」として学習面の相談に応じるなど、組織的に整備・工夫された支援を行っていることは高く評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

いずれの学部・学科も大学設置基準で求められている専任教員数を充足している。比較的高齢の教員が多いこと、兼任教員への依存度が高いことが認められるが、概ねバランスをとって配置されている。

教員の採用・昇任（昇格）の方針と基準が教職員任用規程、教員人事規程、教員昇格規程など整備された諸規程によって明確に示され、それらに従って適切に運用されている。そのプロセスでは、まず、「教育の崇高な使命を自覚し、本学建学の精神を旨として相互に信頼しあい協力してその理想達成に努めることができる者」として建学の精神への共感を求め、それを前提に、研究面だけでなく、教育面の審査も含めて総合的に評価している。

専任教員の平均的な担当授業時間については、いずれの学部においても、また教授・准教授・講師いずれの職位においても、適正水準にある。

専任教員の研究活動経費は研究旅費をも含めて適切に支給・配分されている。これに加え、研究活動を更に奨励・促進するために、特別研究助成金制度と出版助成金制度も整備

されている。

教育研究活動の活性化に関しては、全学と各学部レベルそれぞれにおいて FD(Faculty Development)活動の一層の活性化が期待されるものの、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」の設置など組織的な取り組みが開始されており、その活動状況をまとめた報告書を発行・配付して全学的な意識向上を図るなど、同委員会の積極的な活動は評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制に関しては、教員の教育・研究活動、学生の学習活動と大学生活を支援する上で欠かせない部署が設けられているとともに、法人・大学両部門において必要な諸規程が整備され、適切に運用されている。

採用に際しては、教職員任用規程に採用方針が明記され、それに基づき必要な職員が新卒・既卒を問わず確保され、適切に配置されている。また、昇格・人事異動・人員配置計画についても、各所属長と法人組織幹部が規程・ルール（職員の職位に関する内規）に基づき、適性を含む関連諸条件を総合的に判断して行っている。

SD(Staff Development)活動については、法人本部が主催する新採用職員研修会と夏季行政職員研修会のほかは OJT に多くを依存しているが、学内で開催される各種講演会なども利用されている。平成 9(1997)年に「職員自己啓発助成金支給要領」を設け、利用者はまだ少ないものの徐々に増加しつつある。また、学内大学院に職員本人が入学する場合は入学金・授業料半額免除の制度があり、これまでに 2 人が利用している。

教育研究支援のための事務体制は適切に整備・運用され、教学事務連絡会議を定期的に関催するなど、教員組織とも連携・協働する体制を整備している。

【優れた点】

- ・ 職員の自己啓発を促進するために、個人にその費用を支給する職員自己啓発助成金支給要領が定められ、運用されている点は評価できる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、大学と設置者の管理運営体制は、寄附行為をはじめ各種規程、諸制度により整備され、適切に機能している。法人運営については、寄附行為に基づき、理事会が最高意思決定機関となり、評議員会が理事長の諮問機関として機能し、監

事が法人の業務と財産状況の監査を行っている。理事長、理事、監事と評議員の選任は寄附行為に則って行われている。

管理部門と教学部門の連携が適切になされている。理事長が学長を兼務しており、教学部門と管理部門の意思疎通が速やかに行われやすい状態にある。寄附行為、学則、組織と職制に関する規則により、理事長、学長の役割・責任が定められており、理事会と教授会が連携協力関係を保ちつつ、必要な意思決定をする体制が整備されている。

自己点検・評価に関しては、平成 5(1993)年に大学自己評価運営委員会を設置して以来、平成 16(2004)年度にはその委員会を大学自己点検・評価実施委員会と改組し、継続的な点検・評価活動を行っている。その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されている。

【参考意見】

- ・自己点検・評価報告書はホームページで社会に公表されていないので、今後公表するよう、検討が望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育研究目的を達成するための積極的な施設・設備投資を、収入と支出のバランスを考慮し長期借入金なしで実施しており、財政基盤は現在のところ安定している。

ただし、学生生徒等納付金収入が減少する一方、法科大学院や附属小学校の開設、施設・設備の充実に伴う支出が増加したため、消費収支において大幅な支出超過状態が続いており、これを改善するため収支のバランスのとれた中長期計画を策定し、着実に実行することを期待する。また、外部資金の獲得など収入増の強化に努めることも期待する。

会計処理は学校法人会計基準に準拠して行われ、監査法人による実地監査また監事による監査が適切に行われている。

財務情報の公開については、平成 20(2008)年から学校法人のホームページに法人全体の資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録の概要、監査報告書などを掲載しているほか、学生などの利害関係者が規程に基づき閲覧できるようになっている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎などの施設設備）

が整備され、適切に維持・運営されている。校舎面積共に、学生収容人員に比した大学設置基準を十二分に満たす面積が確保されている。複数学部の校舎敷地が分散せずに山梨県甲府市酒折にまとまっており、利便性が高く効率的である。

更に、校舎隣接地と周辺数か所に広い運動場用地も保有している。講義室、演習室、コンピューター実習室、運動場、図書館、体育施設、情報サービス施設などの施設も十分に整備されている。

施設設備の更なる安全確保に向けては、平成 18(2006)年度に耐震、石綿などの調査を行い、夏季休暇などを利用して耐震補強などの工事が計画的に実施されている。一部未実施の校舎の耐震補強工事の早期実施が望まれる。バリアフリー化については、計画的な整備が望まれる。

アメニティに配慮した教育環境が整備している。キャンパスは常に整備が行われており、講義室や演習室などは空調設備を備え、分煙措置も実施しており、快適な教育環境を確保する努力がなされている。5 か所ある学生ラウンジや書籍販売を兼ねたコンビニエンスストアを配置するなど、学生の利便性に配慮した、キャンパスアメニティの整備が進められている。

【優れた点】

- ・充実した体育施設は、大学の個性化への取組みの一環として掲げている「カレッジスポーツの振興」の面からみて、高く評価できる。

【参考意見】

- ・未実施の耐震工事については、年度末の理事会でその具体的な対応が決定予定とのことであるが、安全性確保の観点から、速やかな実施が望まれる。
- ・バリアフリー化については、安全性、就学機会の向上の観点から、未整備個所の計画的整備が望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

「地域に開かれた大学」を標ぼうし、「地域と連携し、地域に貢献する」ことを大学の指針として、さまざまな交流・連携を積極的に行っており、総合図書館をはじめとする大学施設の開放にも取り組んでいる。

キャンパス内に開局されているコミュニティ放送局「エフエム甲府」の番組として、生涯学習センターが企画編成を担当する「生涯学習の時間」は、大学内外の有識者、自治体職員、市民などの参加を受けながら、人々の学習・文化活動に役立つさまざまな情報を毎週発信している。このほか、生涯学習センターは、数多くの無料講座や集会を提供し、地域住民の生涯学習を支援している。

大学間連携については、山梨大学との間で単位互換制度を導入するとともに、NPO 法人「大学コンソーシアムやまなし」に加盟し活動を行っている。

また、国際交流については欧米、アジアの合計 19 大学と学術交流協定を結び、教育研究活動を行っている。

学生のボランティア活動についても、強化育成クラブの学生、学生会所属のボランティア関連クラブの学生が中心となって、警察をはじめ地元行政機関などと協力してさまざまな活動を展開している。

【優れた点】

- ・「地域に開かれた大学」として、総合図書館や情報図書館を地域住民に開放して学生とほぼ同様のサービス提供し、「エフエム甲府」に生涯学習センターが定期的かつ継続的に番組を提供するなど、全学的に積極的な活動を展開している点は高く評価できる。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理が確立され、適切な運営がなされている。教職員の服務・行動の基準は、教職員就業規則、非常勤教職員就業規則、教職員懲戒規程などにより規定され、学生については学生に関する規程により遵守すべき事柄が定められている。また、平成 11(1999)年に定めた「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則」を平成 21(2009)年 3 月、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントを含む「山梨学院ハラスメントの防止に関する規則」へ改定し、ハラスメント全般の防止体制を整えた。

学内外に対する危機管理の体制が整備され、適切に機能している。山梨学院危機管理規程が整備されており、それに基づいた危機管理体制のもとでの、学生、教職員、近隣住民などの安全確保への配慮がなされている。日常の教育研究活動や、地震・火災・感染症などによるさまざまなリスクに対して、定期点検、保険、対応マニュアル、連絡広報体制などの対応策を整備・運用している。

大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されている。広報体制として、全体的な広報活動を担うパブリシティセンター、ホームページ関係を担当するメディア戦略室、更に、入試広報を担当する入試センターがそれぞれ組織的に整備され、連携してその役割を担っている。

【優れた点】

- ・環境・省エネルギー化に関する規程を整備したことは、環境保護に向けた取組みを率先して推進していくという姿勢が表れており、高く評価できる。
- ・パブリシティセンターを設置し、さまざまな広報活動を展開していることは、教育・研究成果の積極的な情報発信の取組みとして評価できる。

【参考意見】

- ・避難場所の指定や避難経路の図示はなされているが、更なる安全確保の面から、学生を含めた避難訓練を実施することが望まれる。

